

北上市告示甲第18号

北上市木材流通促進事業補助金交付要綱（平成28年北上市告示甲第43号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>（補助金の交付申請）</p> <p>第3 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>納期の到来している市税を滞納していない者</u></p> <p>（事業実施期間）</p> <p>第12 補助金の交付期間は、平成28年度から<u>令和4年度</u>までとする。</p>	<p>（補助金の交付申請）</p> <p>第3 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>過年度において納期の到来している市税を滞納していない者</u></p> <p>（事業実施期間）</p> <p>第12 補助金の交付期間は、平成28年度から<u>令和7年度</u>までとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	